

定期提出書類の作成について

令和6年度 福岡県 行政経営企画課

1. 公益目的支出計画実施報告書等の提出等

- 移行法人は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に認可行政庁に公益目的支出計画実施報告書を提出しなければならない。(整備法第127条)

2. 提出書(かがみ文書)

<指摘が多い項目>

- 提出日とシステム提出日が不一致。
- 法人の代表者氏名が福岡県に届出している内容と不一致。→速やかに変更届出の提出が必要。

3. 公益目的支出計画実施報告書(別紙2)

<指摘が多い項目>

- 前事業年度の公益目的収支差額を未修正のまま提出。
- 公益目的支出の額が計画と異なる場合の理由欄において、理由と実態が不整合となっているケースや理由が不十分であるケースが多い。

4. 公益目的支出計画実施報告書(別紙2)

<指摘が多い項目>

- 計画上の完了見込みは、公益目的財産額の確定時(又は直近で変更認定を受けた時)に確定した内容を記載。
- 実施期間を延長する場合は変更認可申請が必要。

★ 毎事業年度公益目的支出計画実施報告書の提出時に計画と実績の差額を必ず確認する。

5. 実施事業の状況等

<指摘が多い項目>

- 計画記載事項の欄は、全て移行認可又は変更認可を受けた直近の内容から転記。
→ 記載内容を変更する場合は、変更認可申請が必要。(FAQXI-1-②)
- 計画額と実績額が異なる場合は、内容及び理由を記載。

6. 実施事業資産の状況等

<指摘が多い項目>

- 移行時から使用している資産についてのみ、移行時に記載した「番号」及び「算定日の時価」を転記。

7. 実施事業収入、公益目的支出の額の算定

<指摘が多い項目>

- 本事業に係る経常収益・支出、経常外収益・支出を記載する。
- 会費に関する規程で特に定めのない、一般的な会費収入は継続事業収入の額に算定しない。

8. その他添付書類

<指摘が多い項目>

- 貸借対照表は、実施事業資産を区分して明らかにすること。
- ①法人法に基づく計算書類等の監査報告と②整備法に基づく公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告の両方の提出が必要。

9. 提出

- 毎事業年度経過後3ヶ月以内に公益目的支出計画実施報告書を福岡県へ提出すること。

定期提出書類の手引き(移行法人編)p.1参照

- 提出書類に不足・修正等が生じた場合は、公益認定等総合情報システムを通じて、福岡県より補正依頼を行うため、補正依頼の通知が届き次第、書類の修正等を行う。